

議案第 34 号

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 3 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条
項ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」
に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

羽曳野市印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第 14 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用することにより、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、印鑑登録者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能及び証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第 14 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用することにより、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、印鑑登録者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能及び証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>以下省略</p>